

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

本巢市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 根尾・本巢北部地域

(1) 現況

本地域は、山間部に位置する傾斜地域であり、特定農山村地域に指定されている。平場地域と比べて生産条件の格差は大きく、高齢化・人口の減少に起因する後継者不足や鳥獣被害等の課題を抱えている。近年、根尾地域では「根尾米」の名前を付したブランド米の栽培に力を入れている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 本巢南部・糸貫・真正地域

(1) 現況

本地域は、濃尾平野の北西部に位置し、根尾川から取水する用水を利用した稲作や、柿、いちごなどの果物の栽培が盛んである。宅地造成による農地の減少や非農家の流入、高齢化に伴う農家の減少などが課題となっており、担い手への農地の集積を推進していくこと等が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家と非農家が協力し、農地を適切に保全管理することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	根尾・本巢北部地域	第3条第3項第1号及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	本巢南部・糸貫・真正地域	第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧根尾村の地域、旧本巢町の地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ウ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

特になし

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置づけられた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者。